

# 会 議 録

会議名 (審議会等名)	令和5年度 第2回 川西市都市計画審議会		
事務局 (担当課)	都市政策部 都市政策課		
開催期日	令和5年10月13日(金) 13:00~15:00		
開催場所	オンライン開催 (川西市役所 4階庁議室 他)		
出席者	委員 (敬称略)	久・西井・北澤・水野・春日・荻田・加藤・斯波・大矢根・内山・中井・吉岡・横田・古川・柴原	
	事務局	〔市長〕越田                      〔都市政策部〕宮下・小野 〔都市政策課〕松下・角谷・横田・榮・後藤	
	関係人	〔公園緑地課〕足立・阪本	
傍聴の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可・不可・一部不可	傍聴者数	3名
傍聴不可・一部不可 の場合はその理由			
会議次第	<p>議題</p> <p>(1) 議案第1号(答申) 川西市都市計画マスタープランの見直しについて</p> <p>(2) 議案第2号(答申) 川西市景観計画の見直しについて</p> <p>(3) 議案第3号(答申) 新名神高速道路インターチェンジ周辺土地利用計画の見直しについて</p> <p>(4) 議案第4号(答申) 川西市緑の基本計画の見直しについて</p>		
会議結果	<p>(1) 答申 原案のとおり承認されました。</p> <p>(2) 答申 原案のとおり承認されました。</p> <p>(3) 答申 原案のとおり承認されました。</p> <p>(4) 答申 原案のとおり承認されました。</p>		

令和5年度 第2回川西市都市計画審議会 審議結果 (R5.10.13)

司 会	<p>本日はお忙しいところ、We b開催に参加ならびに会場へお越しくございました委員のみなさま、誠にありがとうございます。定刻になりましたので、ただいまから、令和5年度第2回川西市都市計画審議会を開催させていただきます。</p> <p>私は、本日の司会進行を務めさせていただきます、都市政策部の小野でございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>We b開催に伴いまして、回線の都合等で聞き取りにくいことがあるかもしれませんが、何卒よろしくお願いいたします。あらかじめお断りしておきますが、この会議は議事進行記録のために録画させていただいておりますことをご承願います。</p> <p>また、会場出席委員の発言方法について連絡させていただきます。会場出席委員につきましては、会場内に設置されている映像・音声システムを使用します。このシステムはマイクが音声を認識すると、カメラが自動追尾し、発言者の映像が映し出されるようになっております。このため、通常の「Zoomの挙手ボタン」や「手を振って知らせる」ことができませんので、会場出席委員が発言する際には、マイクのボタンを押し、「〇〇です。発言してよろしいでしょうか。」と言って、会長が承諾した後に発言するようにお願いします。</p> <p>また、本審議会には、議案第4号の関係人として公園緑地課から2名が出席しております。</p> <p>それではここで、委員の出欠につきましてご報告をさせていただきます。委員16名の内、本日まで出席いただいておりますのは、We b上7名、会場8名、計15名でございます。従いまして、半数以上の出席を得ておりますので、川西市都市計画審議会条例第6条第2項の規定に基づき、本日の審議会は成立いたしましたことをご報告申し上げます。</p> <p>なお、市役所別室に設けております傍聴者用の会議室には、2名が傍聴に来られております。(最終傍聴者3名)</p> <p>それでは、この後の議事進行は、久会長にお願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは議事進行をさせていただきます。</p> <p>本日は、答申にあたり、越田市長が出席されておりますので、ご挨拶をお願いしたいと思います。越田市長、よろしくお願いいたします。</p>
市 長	(市長 あいさつ)
議 長	<p>それでは、次第に従いまして議事を進めさせていただきます。</p> <p>議案第1号「川西市都市計画マスタープランの見直しについて」事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局 説明》 「川西市都市計画マスタープランの見直しについて」</p>
議 長	<p>前回までの意見、各委員からいただいた意見、ほぼ全てを反映しているということですが、何かご意見、ご質問はありますでしょうか。</p>

委員	<p>15ページ〔超高齢・人口減少社会の到来〕に「将来人口推計では50年で3分の2程度」と書かれておりますが、これは2050年のことなのか、今後50年のどちらの意味なのか、分かりやすく表現をしていただきたいです。</p> <p>また同じ項目のところで「現役世代1.5人で高齢者1人の面倒を見る」とありますが、「高齢者の面倒を見る」という表現ではなく「高齢者を支える」という表現の方が良いと思いました。</p>
事務局	<p>おっしゃるとおりだと思いますので、令和6年3月の公表までに、内部で調整して適正な文言に修正させていただきます。</p>
議長	<p>1点目の2050年か50年後かというのは、どちらでしょうか。</p>
事務局	<p>正確に記憶しておりませんので、確認し、分かりやすい表現になるよう修正させていただきます。</p>
議長	<p>了解しました。</p>
委員	<p>32～36ページ【3－3.まちづくりの目標】の各目標の後に、それに対しての方針が書かれている章が下線をつけて記載されており、下段の注意書きに「▶は、主な第4章のまちづくりの分野別方針および第6章のまちづくりの推進方策を示す」とありますが32～35ページには「第6章のまちづくりの推進方策」を示す部分がありませんので、削除してはいかがでしょうか。</p>
事務局	<p>32～36ページがまちづくりの目標という同じグループの説明になっており、36ページに「第6章のまちづくりの推進方策」を示す目標がありますので、34～36ページの下段に同様の表記をしております。</p>
委員	<p>それでしたら32～35ページの「及び」以降を削除した方が、分かりやすいと思います。統一されているのならそれでも良いかもしれませんが、32～35ページは第4章との関係しか述べられておりませんので、第6章は関係ないと思いました。</p>
議長	<p>あるいは「また」という表現で「第6章ではまちづくりの推進方策を記載しています」と文章を分けるという方法もありますね。</p>
事務局	<p>各ページに記載しているのが分かりにくいというご意見でしたので、ページごとに第4章だけを示すところは第4章のみを表記し、第4章と第6章にまたがっているところは両方表記するという方向で検討させていただければと思います。</p>
委員	<p>46ページ【4－3.交通網の整備方針】〔公共交通網〕の記載につきまして、脱酸素となっておりますが脱炭素の間違いだと思われますので修正をお願いします。</p>
事務局	<p>そのとおりです。修正いたします。</p>
議長	<p>他、いかがでしょうか。</p>

委員	46ページ【4-3.交通網の整備方針】〔道路網〕の3つ目に「東西方向の交通網の強化として、舎羅林山地区と箕面市をつなぐ新設道路の整備を検討します。」とありますが、川西市の現在の考え方として、「検討します」という表現で良いのでしょうか。
事務局	舎羅林山地区に関する道路につきましては、現在交通量の検討した上でどうしていくか考え方を整理していく段階なので、検討するという表現とさせていただきます。
議長	今のところは方向性を出すところまではいけていないので、「検討する」という表現をしているということですがいかがでしょうか。
委員	総合計画と都市計画マスタープラン（以降、都市マス）が同時進行のように、今後の舎羅林山地区の開発が進んでいく上で、川西市としてはこの新設道路をもう少し前向きに考えて欲しいものだったのですが、いかがでしょうか。
事務局	もう少し前向きな記載ができないか検討します。
委員	ありがとうございます。
議長	他、いかがでしょうか。
委員	21ページ【2-5.分野毎の現状と課題】〔(3)交通・都市施設等〕の「道路網の課題」に記載されている「安全に利用できる自転車通行空間の整備」につきまして、令和8年に中学校部活動の地域移行が行われることによって自転車通学の解禁の話が出てきていますが、通学路は含まれているのでしょうか。
議長	都市マスですので、具体的事象を入れてしまうと判断を狭めてしまう恐れがありますので、そういった事象が入っているのかというご確認だけにされた方が良いかと思いますが、いかがでしょうか。
事務局	会長のおっしゃられたとおり、都市マスは広く書いていかなければならないものになりますので、通学路も含めた記載となっております。
議長	他、いかがでしょうか。
委員	資料<別添1>に、【5章.まちづくりの地域別方針】の地域別の定義付けについての説明がありますが分かりにくいので、都市マスと、総合計画をはじめとする様々な市の計画における北部と呼ばれる地域の違いについて、もう少し詳しく説明していただけませんか。
事務局	都市マスの地域は都市構造で3つのエリアに分けており、他の計画と地域の分け方が違いますので、「エリア」という文言を使用しています。 詳しく説明させていただきますと、北エリアは自然共生拠点として位置付けしており、主に自然を大切にするという方針で、黒川地区や知明湖など都市計画で市街化調整区域となっている北側の地域を分断しないよう一団のエリアとして整理しております。

議 長	<p>エリアの説明ではなく、どうしてそれぞれの計画によって違いが出ているのかという理屈付けをもう少し詳しく説明してくださいということだと思います。そういう意味では、都市マスでは都市計画におけるそれぞれの地域の構造から分けられていますし、総合計画はまた別のベースで地域を分けていますから、必ずしも他の計画と地域分けが一致するわけではありません。</p> <p>分かりやすさから言うと、全ての計画を同じ地域に分けた方が分かりやすいのですが、ベースとなるものの特性が違いますので、都市マスは都市計画なりに分類をしたということでご理解いただければと思います。</p>
委 員	理解しました。
議 長	他、いかがでしょうか。
委 員	<p>46ページ【4-3.交通網の整備方針】〔道路網〕につきまして、最近、農業継続が難しいということで生産緑地の指定が解除され、民間開発が進んできている地域が出てきていますが、状況によっては新設の生活道路の整備が必要になってくる場所が出てくると思います。ここでは「特に道路が狭い既成市街地や集落の通学路をはじめ、日常生活で利用される身近な道路である生活道路は、地域のニーズを把握しながら、歩行者にやさしい安全な生活道路に向けて、整備に努めます」と記載されていますが、既存の生活道路の渋滞や安全性が確保できない場合の新設道路についての考え方について、これは都市マスの道路網整備の中に含まれるのでしょうか。</p>
議 長	記載としては、どこを見て、どのような展開として具体的に進めていくのかということでこの内容をチェックしたいということですがいかがでしょうか。
事務局	46ページに記載している内容につきましては、先程会長がおっしゃったように都市マスというのは広い意味で書いていくものになりますので、既存の道路に加えて新設の道路も含めて、安全な生活道路に向けて整備に努める記載となっています。
事務局	<p>事務局です。質疑の途中ではございますが、市長は公務のため退席させていただきます。</p> <p>(市長退席)</p>
委 員	<p>既存の生活道路の整備だけでなく、ミニ開発に伴い歩行者に対する安全性が低くなってしまった道路に関しては新たにバイパスを作るかあるいはミニ開発された道路と既存道路を接続するなどがこの都市マスに掲載されないと、それは計画にありませんということで生活道路が拡充されないという状況があります。困るのは地域になりますので、そのような生活道路も含まれるかどうかをお聞きしたかったのです。</p>
議 長	<p>他、いかがでしょうか。</p> <p>それでは、いくつか微修正が必要なところは直させていただきます。あとのご意見は今後の展開の確認やご要望でございましたので、お諮りをさせていただきたいと思えます。</p> <p>川西市都市計画マスタープランの見直しにつきまして、微修正をすることを前提に、原案のとおり答申させていただくということでご異議ございませんでしょうか。</p>

	<p>(異議なし)</p> <p>異議なしということで、議案第1号につきましては原案のとおり市長に答申させていただきます。</p> <p>画面にて答申書案の確認をお願いします。</p> <p>続きまして、景観計画の見直しにつきまして事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局 説明》 「川西市景観計画の見直しについて」</p>
議長	<p>以前もご説明させていただきましたように、川西市の場合、景観審議会で専門家の先生を交えてより詳しく議論していただいております。景観法ができる前から条例で景観審議会において景観に関する議論をしてきたのですが、景観法ができた段階で景観審議会を持っていない市町村がありますので、全国的に統一して景観計画を議論できるのは都市計画審議会で議論すると位置付けられております。川西市の場合は特殊で、景観審議会と共に都市計画審議会でも審議し、答申させていただいている次第です。すでに景観審議会では10月6日に審議を済ませ、市長に答申をされております。それを踏まえて、我々都市計画審議会でも議論をさせていただければと思いますが、何かご意見、ご質問はございますか。</p>
委員	<p>33ページ【第5章. 景観形成の推進方策】〔市の役割〕で、「参画を促すよう努めます」から「参画を促します」と表記を変えたことは評価しています。</p> <p>一方、〔市民及び事業者の役割〕では「努めるものとします」となっており、これでダメだというわけではないのですが、40ページ〔参画と協働による取組〕では「取組を進めます」と言い切っていますので、「努めます」としても良いのではないのでしょうか。</p>
議長	<p>事務局として、使い分けしている意味はありますか。</p>
事務局	<p>33ページにつきましては、景観審議会でご意見をいただき、景観法に合わせて表記しております。その中で参画協働を担当する部署と調整し、市が計画の主語であることを整理した上で、市民及び事業者に働きかけ、その中で努めていただくという形が分かりやすいということで「努めるものとします」という表記になっております。冒頭の33ページをベースとし、それ以降の36～43ページにつきましては、公表までに調整したいと思っております。</p>
議長	<p>逆に33ページを元に、それ以降を修正するということですね。</p> <p>他、いかがでしょうか。</p>
委員	<p>44ページ〔(2) 景観計画のフォローアップ〕の「①進捗管理」で2023年度（令和4年度）となっております。西暦と和暦のどちらかが間違っているようです。</p>
議長	<p>確認の上、修正をお願いします。</p> <p>他、いかがでしょうか。</p> <p>それでは、この件に関しましても微修正をすることを前提として、議案第2号川西市景観計画の見直しにつきまして、原案のとおり答申させていただくということでご異議ございませんでしょうか。</p>

	<p>(異議なし)</p> <p>異議なしということで、議案第2号につきましても原案のとおり市長に答申させていただきます。</p> <p>画面にて答申書案の確認をお願いします。</p> <p>続きまして、新名神高速道路インターチェンジ周辺土地利用計画の見直しにつきまして事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局 説明》</p> <p>「新名神高速道路インターチェンジ周辺土地利用計画の見直しについて」</p>
議長	<p>景観に関する部分につきましては景観審議会ですっきりと審議していただいておりますが、何か、ご意見、ご質問はございますか。</p>
委員	<p>確認ですが、4ページの計画対象区域が約500haとなっていますが、川西市域は約5,300haだと思いますが、対象地域は市域の1/10もあるのでしょうか。</p>
事務局	<p>この場では明確な数字が分かりませんので、確認し、間違いがありましたら訂正させていただきます。</p>
議長	<p>他、いかがでしょうか。</p>
委員	<p>別冊②『景観基準ガイドライン』の111～117ページにつきまして、111ページでは⑱⑲「生活シーン例と景観形成の取組方針に合致する要素はなく、景観形成に貢献しているとは言えません。」とありますが、113ページでは㉔「生活シーン例と景観形成の取組方針に合致し、景観形成に貢献しているとは言えません。」となっています。㉔には前に「集落景観を阻害する要素があるため」と入っていますので、取組方針に合致していても景観形成に貢献しているとは言えないということなのかと思うのですが、例えば「生活シーン例と景観形成の取組方針に合致していますが」という表現の方が分かりやすいと思いました。</p>
事務局	<p>生活シーン例と景観形成の取組方針に合致しておらず、さらに景観形成に貢献していないという並列で記載しておりました。ご指摘のとおり文言が分かりづらくなってしまっておりますので、精査し、他の箇所と合わせるよう文言を修正します。</p>
議長	<p>「合致しておらず、かつ、こうである」という書き方もあるかと思います。文言修正ですので、ご検討をよろしくをお願いします。</p> <p>他、いかがでしょうか。</p>
委員	<p>年と年度の使い分けにつきまして、例えば14ページ【3-4.事業者の意向】で、タイトルでは「2024年(令和6年)」となっていますが、文章では「2016年{平成28年度}から2021年{令和3年度}」となっていますので、統一された方が良いと思います。</p>
事務局	<p>3ページの計画の期間で年度表示としておりますので、それ以降も年度表記に統一したいと思います。</p>

議 長	<p>他、いかがでしょうか。</p> <p>それでは、この件に関しましても微修正をすることを前提として、議案第3号新名神高速道路インターチェンジ周辺土地利用計画につきまして、原案のとおり答申させていただくということでご異議ございませんでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということで、議案第3号につきましても原案のとおり市長に答申させていただきます。</p> <p>画面にて答申書案の確認をお願いします。</p> <p>続きまして、川西市緑の基本計画の見直しにつきまして事務局より説明をお願いします。</p>
関係人	<p>《事務局 説明》 「川西市緑の基本計画の見直しについて」</p>
議 長	<p>何か、ご意見、ご質問はございますか。</p>
委 員	<p>微調整になると思いますが、11ページのように下に少し大きめの空間があるところに、イラストを入れているところと入れていないところがありますので、この空間の上手な使い方をご検討いただければと思います。</p> <p>17ページ〔〇市の特徴である自然的なみどりの保全〕とありますが、「〇」の後に「市」がくると「〇市」と記載されているように見えます。ただ、気になるのはここだけで、他の部分は気になるところはなかったので、ここだけであれば流してもよいのではと思いつつ、目に入ったのでご意見として伝えておきます。</p>
関係人	<p>空いている空間については、有効活用できるような形で検討させていただきたいと思います。</p> <p>また17ページにつきましても、誤解のないような表記にできるか検討させていただきます。</p>
議 長	<p>「●」と「〇」がありますが、何か使い分けをしていますか。</p>
関係人	<p>「●」と「〇」につきましては、重点施策に記載するものに「●」を使用しています。</p>
議 長	<p>ご指摘のあった17ページの「〇」を「●」にするといった工夫でも良いのかと思いましたが、ご検討いただければと思います。</p> <p>他、いかがでしょうか。</p>
委 員	<p>23ページ【(4) 将来目標指標の検討】〔将来目標指標〕で、「みどりと調和する」の緑地面積を「現状値以上」と設定されています。もちろん緑地の保全は望ましいのですが、生産緑地は農業の継続が難しいということで減少してきている現状もあります。この緑地面積の中に生産緑地の未耕作地や休耕地も含まれているのでしょうか。</p>

関係人	生産緑地の指定条件として不耕作地は認められませんので、生産緑地は耕作地が前提となっております。
議長	緑地面積というのは、都市計画法上で位置付けられている緑地ということでよろしいですか。
関係人	そのとおりです。
議長	生産緑地は都市計画法で指定されますので、都市計画法上で位置付けられている緑地を入れているということでご理解ください。
委員	その点は、理解しました。 では、生産緑地を含めてとなると、目標が「現状値以上」というのは難しいのではないかと思いますがいかがでしょうか。
議長	おそらく事務局の思いも同じだと思います。生産緑地は減る一方だけれども、いくら減らせられるかという目標値はおかしいので、現状を確保したいという意気込みで「現状値以上」と書かれていると推測しますがいかがでしょうか。
関係人	そのとおりです。半分意気込みを含んでおり、現状維持を目標としております。
議長	他、いかがでしょうか。
委員	全般的な話になりますが、特に19ページで、前計画における計画の対象となるみどりは、基本理念は漢字で「緑」と書かれていますが、本計画の基本理念はひらがなで「みどり」と書かれています。また、一番下の注釈では「河川のみどり」はひらがなで、「里山の緑」は漢字が使われており、ひらがなと漢字が散見されます。そもそも、前計画は漢字の「緑の基本計画」で、本計画はひらがなの「みどりの計画」となっておりますが、これらは意図的に使い分けされているのでしょうか。
関係人	ひらがなと漢字は、使い分けさせていただいております。基本的に計画の対象となるみどりは、前計画(=現行計画)は漢字の「緑」、今回見直す本計画はひらがなの「みどり」となっております。 本計画の「みどり」につきましては、計画書の5ページに【(5)対象とするみどり】を記載しておりますが、一般的な緑地だけではなく、緑地と一体となった水辺のオープンスペース、公有地・民有地を問わないなど、さまざまなものを対象としており、ここでひらがなの「みどり」の定義付けをしており、その定義によって今回見直しを行う「みどりの基本計画」についてはひらがなを用いております。 ですから、今回答申をしていただくのは前計画の見直しになりますので、漢字の「緑の基本計画の見直し」となっており、案として出させていただいているのは新しい計画になりますのでひらがなの「みどりの基本計画」となります。
議長	私の博士論文はこのみどりに関するもので、漢字とひらがなのみどりの使い分けをその時から意識しています。英語でオープンスペースという言葉がありますが、水面もグラウンドも全てオープンスペースに入ります。私は、オープンスペースを表すと

	<p>きはひらがなの「みどり」、いわゆる植物が生えている土地を表すときは漢字の「緑」を使っています。さらに、植物が生えているけれども壁面や屋上といった立体的に緑が生えている緑被面につきましても、平面ではないので広い意味でここではひらがなの「みどり」を使っているという定義もできるのではないのでしょうか。そのあたりはご検討いただければと思います。</p>
関係人	<p>そのあたりを含めて、検討させていただければと思います。</p>
議 長	<p>緑地計画をされている先生方の中では、私が申し上げた使い分けがかなり一般的です ので、ご検討いただければと思います。</p> <p>他、いかがでしょうか。</p>
委 員	<p>32ページ〔②まちなかにおける協働でのみどりづくりの推進〕に、エリアマネジメントの記載がありますが、我々が都市再生事業などで「エリマネ」と称しているエリアマネジメントという言葉と同一視されているのか、それとも一般的なエリアのマネジメントの意味なののでしょうか。「公園を核とした地域の賑わいづくり」としてのエリアマネジメントという言い方は、私からすると都市再生事業のエリマネとは異なるように理解されるので、この言葉が使われた主旨にもよりますが、エリマネの制度設計みたいなものがすでにあって、これが川西市のエリアマネジメントのモデルということで公園周辺地区に適用したい、すでにそこまで話が進んでいるのかこれからの話なのか、その辺りを含めて言葉の使い方をご検討いただきたいと思います。</p>
関係人	<p>こちらでエリアマネジメントとしているのが、平成25年から中心市街地の皮革工場のあったところをキセラ川西というまちづくりを区画整理事業として行ってきた経緯があります。そのまちづくりの中で、公園を中心としたエリアマネジメントを展開してきたというのがベースになって、川西市の中ではそれをエリアマネジメントと考えている部分があったので、キセラ川西をモデルとして「公園を核とした地域の賑わいづくり」を表現したかった部分があります。ただ、それは川西市の人にしか分からない部分もあると思いましたので、もう少し分かりやすい表現を検討したいと思います。</p>
委 員	<p>都市再生事業の形で行われている場合は、協働という枠組みの中でエリアマネジメントを位置付けられていないと思います。特に通常のエリアマネジメントは、土地を持っている利害関係者が公共空間をどのように効率的にマネージングすることで、地域の活性化や賑わいづくりを生み出していくというのが基本になっています。ここでの協働はおそらく地域の人とコ・プロダクションという意味が中心となるので、そういう意味では厳密には都市再生で使われるエリアマネジメントとは異なるタイプのも の と思いますので、どこまで書き込むかにもよりますが、誤解のない説明となるよう修正を検討いただきたい と思います。</p>
議 長	<p>確認ですが、キセラ川西は土地区画整理事業でしたか。</p>
関係人	<p>はい、土地区画整理事業です。</p>

議 長	<p>ですからご指摘のとおり、まず組合を作り、地権者同士で話し合いをして土地区画整理事業に持っていき、土地区画整理事業が完成した後の賑わいづくりでエリアマネジメントとして多様な主体が関わりあっているという部分ではエリアマネジメントとなります。さらに公園の話で言うと、市民が主体的に話に入ってくるので、より広い参画になり、ベースはエリアマネジメントと同じベースになっているので、そこをもう少し丁寧に説明していただければ理解が進むと思いますので文言を検討いただければと思います。</p>
関係人	<p>承知しました。</p>
議 長	<p>他、いかがでしょうか。</p>
委 員	<p>32ページ〔②まちなかにおける協働でのみどりづくりの推進〕「多様な主体によるみどりづくり」において、地域住民や地権者らが主体で協働することを行政がサポートする意味合いで書かれているのだと思いますが、「公園的空間として活用できる仕組みづくりを検討します。」という表現につきまして、仕組みづくりももちろん大事ではありますが、「支援」という言葉入れたらどうでしょうか。経済的なとまで書く必要はありませんが、具体的に協働する際に困ることは、有形無形の支援が得にくいこととなります。有形の支援と書くと踏み込みすぎかもしれませんが、「仕組みづくり」だけでなく「支援」という言葉も入らないでしょうか。</p>
議 長	<p>おそらく、ここに記載されている「活用できる仕組み」の中には支援がないと動かない部分が入っているはずなので、私は支援が含まれていると理解しています。例えば、都市緑地法は平成29年の改正で市民緑地認定制度ができましたが、市民緑地認定制度は資金の支援ではなく税の減免という形で支援していますので、そういう意味ではすでに支援されていることもありますので、支援が含まれる「活用できる仕組み」と理解したら良いと思うのですがいかがでしょうか。</p>
関係人	<p>おっしゃるとおり、仕組みとして緑化に関してすでに支援をしているものもあります。今後、みどりが不足する地域の中で、公園を整備するというのはなかなか難しい部分がありますので、空いている公有地だけではなく民間スペースを緑化するなど、今後、使える仕組みをつくる必要があります、仕組みの中で支援が必要な場合もあると考えております。</p>
議 長	<p>「支援」という言葉があった方がある意味宣言的になりますので入れていただきたいというご希望ではありますが、事務局のお答えでは支援が必要な場合とそうでない場合があり、そこは臨機応変に考えていくということで「仕組みづくり」という言葉でとどめておくのか、その辺りをご検討いただく余地はありますでしょうか。</p>
関係人	<p>支援ありきの仕組みではなく、支援については検討していくものになりますので、まずは仕組みづくりという形で記載したいと考えております。</p>
議 長	<p>支援も含めての「仕組みをつくる」と解釈していただければということですね。</p> <p>他、いかがでしょうか。</p>

委員	<p>お願いなのですが、今回の計画は第1章から第6章で構成されており、【第6章. 計画の推進に向けて】という最後の章は、PDC Aサイクルのアクション（A）を示していると思うのですが、A4サイズ1ページで納まっています。今後、総合計画を策定される中で具体的な動きを追記していただければ、具体的に民間事業者がどういったことで動いていけば良いか、市民がどう動いていけばいいかが見えてくると思いますので、時間は限られていると思いますが、第6章の内容をもう少し深めていただければと思います。</p>
議長	<p>これもマスタープランなので、かなり広範に受け止められるよう記載されていると思いますがいかがでしょうか。</p>
関係人	<p>内容を深めるというよりは、分かりやすくなる形で検討させていただきたいと思います。</p>
議長	<p>他、いかがでしょうか。</p>
委員	<p>38ページ【5. 地域別計画の推進】〔（1）地域区分の設定および施策の展開〕で、地域区分については都市マスに合わせて改めたということでしたが、第5章からは「北・中・南エリア」と表現されていますが、第1章から第4章では「北・中・南部」という使われ方をしています。景観計画では文言を統一しているとの説明がありましたが、みどりの基本計画では途中で文言を使い分けていますが、何か理由があるのでしょうか。</p>
関係人	<p>使い分けは行っておりません。ご指摘の第1章から第4章について、精査させていただきます。</p>
委員	<p>もう1点確認なのですが、49ページ【6. 計画の推進に向けて】〔（1）計画の推進体制〕で、行政の役割分担として「計画推進に向けた兵庫県や関係機関との連携・調整」とありますが、この計画の策定においても事前に道路、河川、公園の管理者と協議していただいているという認識でよろしいでしょうか。</p>
関係人	<p>計画策定途中になりますので、細かなところについての調整はしておりませんが、一定、関係機関と協議しております。</p>
議長	<p>具体的な内容には踏み込んでいませんし、現計画でも同じような書きぶりですので、具体的な事案が出てきた際にはその管理者ときちんと協議して進めていくという理解でよろしいでしょうか。</p>
関係人	<p>そのとおりです。ありがとうございます。</p>
議長	<p>他、いかがでしょうか。</p>
委員	<p>6ページ〔②緑地とは〕に「緑地の分類」がありますが、市の南部に多くある暫定緑地は緑地に含まれているのでしょうか。また含まれているとすると、どれに分類されるのでしょうか。また、みどりの基本計画の中での、暫定緑地の取り扱いはどうなっているのでしょうか。</p>

関係人	<p>暫定緑地は、南部の空港の関係でできた緑地と認識しております。例として具体的な名称は入れておりませんが、「公園緑地に準ずる機能を持つ施設」に位置付けております。「緑地の分類」に暫定緑地を記載するかにつきましては、一度検討させていただきます。</p>
委員	<p>そもそも名称が暫定緑地なので、入れて欲しいという意味ではなく、市としてどのように位置付けしているのか確認させていただきました。一度検討いただいた上で、年度計画でどうしていくのかということと合わせて整合を取っていただきたいと思えます。</p>
議長	<p>確認ですが、暫定緑地は「緑地の分類」では「民間施設緑地」ではないのですか。</p>
関係人	<p>暫定緑地につきましては市に帰属されていますので、「公共施設緑地」の中の「公園緑地に準ずる機能を持つ施設」として考えております。</p>
議長	<p>専門的な話になりますが、「緑地の分類」について説明しますと、緑地は大きく「施設緑地」「地域制緑地」に分類されます。所有者がはっきりしており、所有者が緑地として利用しているのが「施設緑地」で、誰が所有しているかに関わらず法律でしばって緑地が守られるよう開発を抑えていこうとしているのが「地域制緑地」になります。これらの理解が進めばどこに分類されるかが見えてくると思いますので、下の余白に施設緑地・地域制緑地の説明を、都市計画の本に載っているような文言を追記していただければと思います。</p>
関係人	<p>承知しました。</p>
議長	<p>他、いかがでしょうか。</p> <p>それでは事務局にお任せして文言修正していただくことを前提に、議案第4号川西市緑の基本計画の見直しにつきまして、原案のとおり答申させていただくということでご異議ございませんでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということで、議案第4号につきましても原案のとおり市長に答申させていただきます。</p> <p>画面にて答申書案の確認をお願いします。</p> <p>予定をしておりました議題は全て終了しました。その他、何かありますでしょうか。</p> <p>それでは長時間のご審議をありがとうございました。本日は全て諮問、答申の案件でございましたので、色々ご審議いただき、また案のとおりお認めいただきありがとうございました。司会を事務局にお返しします。</p> <p>事務局</p> <p>長時間に渡りまして慎重なご審議をいただき、誠にありがとうございます。これをもちまして、令和5年度第2回都市計画審議会を終了させていただきます。</p> <p>次回第3回審議会は11月17日を予定しておりますのでよろしくお願いいたします。本日はお忙しい中、誠にありがとうございました。</p>